

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

交通事故などで医療機関を受診した場合は届け出が必要です

☎市 保険年金課 ☎53-5114 FAX 53-5118

交通事故など第三者(加害者)の行為によって受けたケガなどの治療費は、加害者側が負担することが原則ですが、届け出により保険診療を受けることができます。

この場合、国民健康保険や後期高齢者医療制度で一時的に治療費を立て替え、後日加害者に請求するため、警察だけでなく、保険年金課にも速やかに届け出をしてください。

また、**医療機関を受診する際には、必ず、第三者行為によるものであることを伝えてください。**

第三者行為となる例

- 交通事故(単独事故の場合も届け出が必要)
- 暴力行為によるケガ
- 他人の飼い犬にかまれた
- 他人から提供された食事で食中毒にあった など

**届け出に必要なもの**

- 第三者行為による傷病届
- 事故発生状況報告書
- 同意書(または念書)
- 誓約書(加害者側が記入したもの)
- 交通事故証明書※
(自動車安全運転センター発行のもの)
※交通事故の場合のみ。物損事故扱いの場合は、別に「人身事故証明書入手不能理由書」が必要です。
- 福祉医療費助成対象者等届出書
(福祉医療費助成を受けている人のみ)

必要書類が全て揃わない場合でも、まずは届け出をしてください



・加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、国民健康保険や後期高齢者医療制度で立て替えることができなくなります。容易に示談をせず、保険年金課までご相談ください。

・第三者行為による治療を保険診療により受けた人が同時に福祉医療費受給券等を使用された場合は、加入している健康保険に関わらず、同様の書類を保険年金課に提出する必要がありますので、福祉医療担当まで使用された旨を申し出てください。

・**以下の場合には国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険診療を受けられません。**

- ①勤務中や通勤途中での事故(労災保険の対象)
- ②犯罪行為や故意の事故
- ③飲酒運転や無免許運転などの法令違反の事故

あなたの大切な個人情報の不正防止のため

本人通知制度への事前登録をおすすめします

☎市 市民課 ☎53-5113 FAX 53-5118

本人通知制度とは？

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付したとき、事前登録がある人に対して、証明書を交付した事実を郵送で通知する制度です。証明書の交付に制限をかけるものではありません。

2つの効果が期待できます！**①不正請求の早期発見**

証明書の不正請求の早期発見や、個人情報の不正利用防止、事実関係の早期究明が期待できます。

②不正請求の抑止

本人通知制度の周知により、不正が発覚する可能性が高まるため、委任状偽造等の不正請求を躊躇させる効果が期待できます。

登録ができる人

市に住民登録をしている人、本籍がある人(除かれた人も含む)

手続きに必要なもの

登録者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
※代理人が申請する場合は、委任状および代理人の本人確認書類が必要です。

受付場所

市民課、山東支所、
各窓口センター



令和9年度 保育所・認定こども園等および放課後児童クラブの入所(園)・入会申し込み

申し込みは、“マイナポータル内の電子申請サービス”から受け付けを行います。

資料等配布開始 **9月24日(木)** こども保育課、こども若者応援課、山東支所、市内各園・各児童クラブで配布します。

受付期間 **10月9日(金)～25日(日)** ※市内保育所・児童クラブ等の申込期間です。
市外保育所等は、事前に市 こども保育課へご確認ください。

※申込方法など詳しくは、広報まいばら10月号、市公式ウェブサイトなどでお知らせします。

※年度途中から入所(園)・入会希望の場合も、上記期間にお申し込みください。

※就労証明書等必要書類は、受付期間に間に合うようご準備ください。なお、証明日が令和8年9月1日以降のものが必要となりますので、ご注意ください。

※国(デジタル庁)のサービスの仕様変更により、令和8年10月27日(火)から電子申請にマイナアプリへのログイン(スマートフォンアプリ)が必須となります。今後、追加書類の提出や修正を電子申請で行う際には、マイナンバーカードが必要となります。スムーズなお手続きのため、この機会にマイナンバーカードの取得および暗証番号の確認をお願いいたします。

放課後児童クラブの入会手続き

問 市 こども若者応援課 ☎53-5127 FAX 53-5128

▼申込対象は下記のとおりです。

- ・冬休み(令和8年12月、令和9年1月)
- ・春休み(令和9年3月、4月)
- ・令和9年度年間利用(令和9年4月～令和10年3月)
- ・受付期間内に就労証明書等が提出できない人は、期間内申込者の入会調整終了後に調整を行います。
- ・受付期間後の随時申し込みは、令和9年4月(5月利用開始分)以降の受け付けとなります。
- ・夏休みの入会申し込みは、令和9年5月上旬(1日～15日)を予定しています。

保育所・認定こども園等の入所(園)手続き

問 市 こども保育課 ☎53-5133 FAX 53-5128

- ・令和9年度中に育児休業からの復帰を考えている人、令和10年4月に育児休業から復職する人で、前月の3月にならし保育を希望する人は、この期間内にお申し込みください。
- ・受付期間後に申し込みされた場合は、期間内申込者の入園調整終了後に調整を行います。

相続登記および住所・名前の 変更登記が義務化されました

問 市 税務課 ☎53-5115 FAX 53-5118

令和6年4月1日から、相続によって不動産を取得した場合、その相続を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務化されました。

また、令和8年4月1日から、不動産所有者(個人・法人)の住所や名前に変更があった場合、2年以内に変更登記の申請をすることが義務化されました。

義務化より前の相続や変更も対象となりますので、ご注意ください。



◀詳しくはこちら
(法務省ウェブサイト)

小型特殊自動車にナンバー プレートはついていますか？

問 市 税務課 ☎53-5115 FAX 53-5118

農作業や除雪作業に使用する乗用装置のついたトラクターやコンバイン、ホイールローダーなどの小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象です。公道走行の有無にかかわらず所有していることに基づいて課税されますので、これらの車両をお持ちの方はナンバー登録が必要です。登録がお済みでない方は速やかに手続きをお願いします。

小型特殊自動車	年間税額
農耕作業用(トラクター、コンバイン、耕運機などの乗用装置のついた時速35キロメートル未満の車両)	2,000円
その他の車両 ホイールローダー、フォークリフトなど(乗用装置があり、全長4.7メートル以下 全幅1.7メートル以下 全高2.8メートル以下 最高速度時速15キロメートル以下の全ての要件を満たしている車両)	5,900円

高額療養費の自己負担

将来にわたり医療保険制度を維持するため、関係法令が改正され、令和8年8月から高額療養費の自己負担限度額（以下「限度額」）が変わりました。

●変更のポイント

- ①月額上限額が引き上げられました。
※多数回該当の限度額は据え置かれています。
- ②年間上限が新設されました。
※8月1日から翌年7月31日までの1年間で、外来・入院を含めた自己負担の合計が年間上限を超えた場合、申請により払い戻しを受けることができます。

高額療養費制度の見直しは、令和8年度と令和9年度の二段階で実施される予定です。
高額療養費制度の見直し等に関するお問い合わせは、厚生労働省コールセンター
☎0120-617-111にご連絡ください。（令和9年度以降の見直しについては、右記
二次元コードから、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。）



▲厚生労働省ウェブサイト

国民健康保険加入者の人

- 70歳未満の人の限度額（月額）（令和8年8月から令和9年7月まで）
同一世帯の全ての国民健康保険被保険者の基礎控除後の所得の合計額に応じて、以下の限度額等が適用されます。

所得区分		限度額(月額上限)		年間上限
		3回目まで	多数回該当 (4回目以降)	
ア	所得901万円超	270,300円+(医療費-901,000円)×1%	140,100円	168万円
イ	所得600万円超901万円以下	179,100円+(医療費-597,000円)×1%	93,000円	111万円
ウ	所得210万円超600万円以下	85,800円+(医療費-286,000円)×1%	44,400円	53万円
エ	所得210万円以下	61,500円	44,400円	53万円※3
オ	住民税非課税世帯※1	36,900円	24,600円	29万円

- 70歳以上75歳未満の人の限度額（月額）（令和8年8月から令和9年7月まで）
70歳以上75歳未満の人の課税標準額に応じて、以下の限度額等が適用されます。

所得区分		限度額(月額上限)			年間上限
		3回目まで		多数回該当 (4回目以降)	
		外来のみ (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)		
現役Ⅲ	課税標準額690万円以上	270,300円+(医療費-901,000円)×1%		140,100円	168万円
現役Ⅱ	課税標準額380万円以上	179,100円+(医療費-597,000円)×1%		93,000円	111万円
現役Ⅰ	課税標準額145万円以上	85,800円+(医療費-286,000円)×1%		44,400円	53万円
一般	課税標準額145万円未満等	22,000円	61,500円	44,400円	外来のみ:21.6万円 外来+入院:53万円※4
Ⅱ※1	住民税非課税	11,000円	25,700円	24,600円	外来のみ:9.6万円 外来+入院:29万円
Ⅰ※2		8,000円	15,700円		18万円

- ※1 同一世帯の世帯主および全ての国民健康保険被保険者が非課税
※2 同一世帯の世帯主および全ての国民健康保険被保険者が非課税であって総所得金額が0円（年金受給額は82.65万円以下）
※3 旧ただし書き所得（前年の総所得金額等から基礎控除43万円を差し引いた金額）が86万円未満の人は、年間上限41万円が適用され、申請により払い戻しを受けることができます。
※4 課税標準額が28万円未満の人は、年間上限41万円が適用され、申請により払い戻しを受けることができます。



▲詳しくはこちら
(市公式ウェブサイト)

限度額が変わりました

問 市 保険年金課
☎53-5114 FAX 53-5118

●高額療養費制度とは

1カ月（同じ月内）の医療費の自己負担額が高額になった場合に、限度額を超えた金額が払い戻される制度です。限度額は年齢や所得に応じて決められています。
また、過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受けたとき、4回目以降は限度額が軽減されます。（多数回該当）

窓口での自己負担額

限度額	払い戻し※
-----	-------

※マイナ保険証で受診した場合、または限度額認定証等を提示した場合は、窓口での自己負担額が限度額までとなります。

後期高齢者医療制度加入者の人

- 自己負担限度額（月額）（令和8年8月から令和9年7月まで）
所得区分に応じて、以下の限度額等が適用されます。

負担割合	所得区分		限度額(月額上限)			年間上限
			3回目まで		多数回該当 (4回目以降)	
			外来のみ (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)※1		
3割	現役並み所得者Ⅲ 住民税課税所得 690万円以上		270,300円+(医療費-901,000円)×1%		140,100円	168万円
	現役並み所得者Ⅱ 住民税課税所得 380万円以上		179,100円+(医療費-597,000円)×1%		93,000円	111万円
	現役並み所得者Ⅰ 住民税課税所得 145万円以上		85,800円+(医療費-286,000円)×1%		44,400円	53万円
2割	一般Ⅱ		22,000円	61,500円	44,400円	外来のみ:21.6万円 外来+入院:53万円※2
	一般Ⅰ※3					
1割	住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ※4	11,000円	25,700円	24,600円	外来のみ:9.6万円 外来+入院:29万円
		区分Ⅰ※5	8,000円	15,700円		18万円

- ※1 「世帯単位」の計算では、同じ世帯内の滋賀県後期高齢者医療制度の医療給付を受ける方全員の病院・診療所・調剤薬局などの医療費を合算できます。
※2 年収約200万円未満であることが確認できた人は、上限41万円を適用します。
※3 現役並み所得者、一般Ⅱ、住民税非課税世帯以外の場合
※4 住民税非課税世帯（同じ世帯の全員が非課税）の場合（区分Ⅰ以外の人）
※5 次のいずれかに該当する場合
①住民税非課税世帯（同じ世帯の全員が非課税）であり、全員の所得が0円（公的年金はその控除額を82.65万円として計算した額、給与所得のある人は給与所得の額から最大10万円を控除した額として計算した金額で判定）の場合
②老齢福祉年金を受給している人



▲詳しくはこちら
(市公式ウェブサイト)

老人福祉医療費助成・ひとり暮らし高齢寡婦福祉医療費助成の 自己負担限度額が変わりました

問 市 保険年金課 ☎53-5114 FAX 53-5118

令和8年8月1日から「老人福祉医療費助成」および「ひとり暮らし高齢寡婦福祉医療費助成」の自己負担限度額が変わりました。

変更のポイント

①月額上限額が引き上げられました。

※多数回該当の限度額は据え置かれています。

②年間上限が新設されました。

▶8月1日から翌年7月31日までの1年間で、外来・入院を含めた自己負担の合計が年間上限を超えた場合、申請により払い戻しを受けることができます。

●老人福祉医療費助成の自己負担限度額

対象	令和8年8月から	
	外来 (個人ごと)	入院+外来 (世帯ごと)
非課税 世帯	11,000円 (年間上限 96,000円)	25,700円 (多数回該当 24,600円※1 年間上限 290,000円)

●ひとり暮らし高齢寡婦福祉医療費助成の 自己負担限度額

対象	令和8年8月から	
	外来	入院+外来
非課税 世帯以外	22,000円 (年間上限 216,000円)	61,500円 (多数回該当 44,400円※1 年間上限 530,000円※2)
非課税 世帯	11,000円 (年間上限 96,000円)	25,700円 (多数回該当 24,600円※1 年間上限 290,000円)

※1 多数回該当とは、過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となります。

※2 非課税世帯以外の方で、所得区分が「～約200万円(標報:～15万円)」区分に該当することが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いとなります。

9月の移動市役所の運行日程

問 市 地域振興課 ☎53-5171 FAX 53-5178

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前 (9時30分～11時30分)	醒井	柏原※ 1日は運行なし 15日は10時30分まで	巡回	息郷	吉槻
午後 (14時～16時)	吉槻 28日は15時30分まで	息郷	巡回	柏原※	醒井



▲取扱業務など
詳しくはこちら
(市公式ウェブサイト)

●移動市役所の配置場所

[息郷]米原診療所前(旧息郷行政サービスセンター前)

[柏原]山東B&G海洋センター駐車場

※9/3、10、24、29は、かしはら診療所前

[醒井]JR醒ヶ井駅前(旧醒井行政サービスセンター前)

[吉槻]旧東草野小中学校敷地(旧吉槻行政サービスセンター前)

●巡回場所および運行なしのご案内

- ・9/ 1(火) [午前] 運行なし
- ・9/ 2(水) [午前] 地域 [午後] 地域
- ・9/ 3(木) [午後] かしはら診療所前
- ・9/ 9(水) [午前] 米原学びあいステーション [午後] 地域
- ・9/10(木) [午後] かしはら診療所前
- ・9/15(火) [午前] 地域
- ・9/16(水) [終日] 運行なし
- ・9/24(木) [午後] かしはら診療所前
- ・9/28(月) [午後] 地域
- ・9/29(火) [午前] かしはら診療所前
- ・9/30(水) [終日] 運行なし



▲市LINE公式
アカウントはこちら

◆毎月の運行カレンダーや地域の配置場所など詳しい運行情報は、市LINE公式アカウントでお知らせします。

コンビニ交付サービス休止のお知らせ

岡 市 市民課 ☎53-5113 ㊟53-5118

新システム移行のため、コンビニ交付サービスを以下の日程で休止します。休止期間中は証明書が取得できませんので、お早めに取得いただくようお願いします。

◆休止期間◆

10月13日(火)から26日(月)まで

◆対象となる証明書◆

すべての証明書

住民票の写し・住民票記載事項証明書・印鑑登録証明書・戸籍証明書・戸籍附票の写し・税証明書

※本庁舎、山東支所、各窓口センター、移動市役所に設置している「らくらく窓口証明書交付サービス」もご利用いただけません。
※「本籍地証明サービス」もご利用いただけません。

日	月	火	水	木	金	土
				10/1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
休止期間						
18	19	20	21	22	23	24
休止期間						
25	26	27	28	29	30	31
休止期間						

休止期間中に証明書が必要な方は、本庁舎、山東支所、各窓口センターの窓口で取得をお願いします。
(印鑑登録証明書の発行には印鑑登録証が必要です。)

長期間の停止によりご不便をおかけしますが、
ご理解・ご協力をお願いします。



後期高齢者歯科健康診査を受診しましょう(無料)

岡 市 保険年金課 ☎53-5114 ㊟53-5118
滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013

下記の方を対象に、無料で受診できる歯科健康診査を実施します。食べたいものを美味しく食べるためには、お口や歯の健康が大切です。この健診では、歯と歯ぐきの状態に加え、噛む力、飲み込みの検査など口腔機能全般についてチェックします。この機会にぜひご受診ください。

◆今年度の受診対象者◆

- ・今年度76歳になる方(昭和25年4月1日～昭和26年3月31日に生まれた方)
- ・今年度81歳になる方(昭和20年4月1日～昭和21年3月31日に生まれた方)

※対象の方には、8月下旬頃にご案内の封筒をお送りします。
※受診できる歯科医療機関は、滋賀県歯科医師会会員の歯科医療機関です。

大型特殊自動車(除雪車)1台を売却します

☎市 総務課内 契約管理室 ☎53-5166 FAX 53-5148

次の公用車を公募型見積合わせ※により売り払います。

※市があらかじめ定めた予定価格(最低売払価格)以上で最も高い価格の見積書を提出した者を買受者として決定する方法

物品情報

物品番号	物品名	車名	初度登録年月
1	大型特殊自動車(除雪車)	TCM	平成 3年 2月

見積書提出方法

9月18日(金)~29日(火)の期間中に、市 総務課内 契約管理室へ持参または郵送により提出してください。

※郵送の場合は9月28日(月)必着

※詳しくは、米原市公募型物品売払い要項(令和8年9月実施)をご確認ください。

要項は、契約管理室で配布するほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

提出先

〒521-8501 米原市米原1016
米原市役所 本庁舎
総務課内 契約管理室 宛



▲市公式ウェブサイト

市有地を売却します

☎市 公共施設マネジメント課 ☎53-5147 FAX 53-5138

下記の市有地を郵便型一般競争入札※により売却します。

※市が定めた予定価格(最低売払価格)以上で最も高い価格で入札した者を落札者とする方法

物件情報

物件番号	所在地	地目	地積	予定価格 (最低売払価格)
1	米原市吉槻字宮地1356番 米原市吉槻字宮地1360番2 米原市吉槻字宮地1361番	雑種地	239.63㎡ 207.06㎡ 145.51㎡ 合計592.2㎡	1,420,000円



▲市公式ウェブサイト

申込方法等

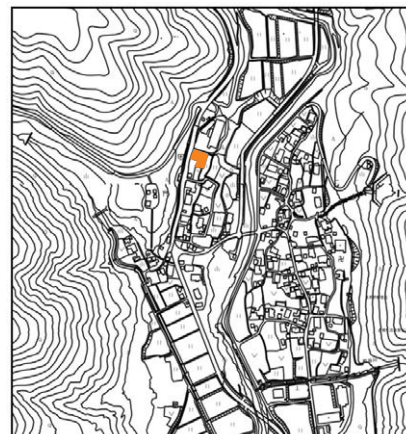
9月18日(金)までに必要書類を簡易書留にて郵送、または持参で公共施設マネジメント課へ提出してください。入札参加申込に必要な書類は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。詳しくは公募要項をご確認ください。

※開札日: 10月13日(火)

提出先

〒521-8501 米原市米原1016
米原市役所 本庁舎
公共施設マネジメント課 宛

市では、未利用地等の売却や貸付等により積極的な処分、運用を行い、税外収入の確保や維持管理コストの縮減に向けた取り組みを進めています。



老人クラブ研修事業費補助金をご利用ください

☎ 市 高齢福祉課 ☎53-5122 FAX 53-5119

老人クラブ活動を通じて高齢者の生きがいを高め、健康づくりを推進するため、市内の老人クラブが行う研修活動に要する経費に対し補助金を交付します。

対象者

- ・市老人クラブ連合会に加入していない老人クラブ
- ・おおむね15人以上で活動する老人クラブ

補助額

- 会員数50人以下の団体：20,000円以内
- 会員数51人以上の団体：30,000円以内

対象経費

研修会や講演会の開催費用(講師謝礼、会場使用料)など

申請方法など詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください▶



高齢者等安心確保(絆バトン)事業 救急医療情報カードを定期的に見直しましょう

☎ 市 高齢福祉課 ☎53-5122 FAX 53-5119

市内の高齢者や障がい者の方の救急時に役立てるよう、高齢者等安心確保(絆バトン)事業を行っています。「救急医療情報カード」の内容に変更がないか定期的に見直し、「もしも」の場合に備えましょう。

絆バトンとは

絆バトンとは、かかりつけ医や緊急連絡先等の情報を記載した救急医療情報カード等を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の救急時に備えるものです。救急時や災害時に適切な医療を行い、高齢者や障がい者の方が安心して生活できる環境をつくるために実施しています。

絆バトン配布対象者

- (1)75歳以上の方
- (2)要介護認定において要介護3から要介護5までの判定を受けている方
- (3)身体障害者手帳をお持ちの方(1級もしくは2級に該当する方など)
- (4)療育手帳をお持ちの方(重度または最重度に該当する方)
- (5)精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(1級に該当する方)
- (6)救急時の不安がある方や、災害時に自力避難することが困難な方



緊急時連絡先やかかりつけ医等に変更がある場合は、最新の情報を救急医療情報カードに記入し更新を行ってください。カードは高齢福祉課、山東支所または各窓口センターに設置しています。絆バトンの新規申請も随時受け付けています!

たまったポイントで賞品の抽選に応募できる 健康推進アプリ「BIWA-TEKU」に登録しよう!

☎ 市 保険年金課 ☎53-5114 FAX 53-5118

「BIWA-TEKU」は、健診受診やウォーキングなど健康づくりの取り組みに応じてポイントがたまり、たまったポイントで賞品の抽選に応募することができます。

応募期間

令和9年1月1日から1月末日まで ※抽選・当選通知は同年2月中の予定

応募方法

「BIWA-TEKU」アプリ内から応募してください。

- ※1000ポイントにつき応募1口です。毎年1月1日から1年間で貯まったポイントで、翌年の1月に応募可能です。
- ※19歳以上であることが条件です。また、40歳以上74歳までの方は、12月までに特定健診を受診する必要があります。(受診日をアプリに登録)

ダウンロードはこちら!▶



＼商品提供にご協力いただける企業・事業者を募集中!／

ご提供いただいた商品などをアプリ内でPRします! 詳しくは保険年金課(☎53-5114)までお問い合わせください。

琵琶湖岸クリーンアップ作戦 参加者募集!

問 市 産業政策課 ☎53-5112 FAX 53-5139

琵琶湖の恵みへの感謝の気持ちを込めて、琵琶湖岸の清掃作業を実施します。琵琶湖の現状を知り、今一度、自然環境を守るために私たちにできることを考えてみませんか。企業・団体・市民の皆さまのご参加をお待ちしています!

日時

10月17日(土)8時30分~10時

集合場所

琵琶湖岸(エクシブ琵琶湖付近)

申込

※要事前申込

10月9日(金)までに右記二次元コード
(申込フォーム)から申し込みください。



▲過去開催時の様子



▲申込フォーム

まなびサポーター募集中!
あなたも市民講師として活躍してみませんか?

問 市 生涯学習課 ☎53-5154 FAX 53-5129

「まなびサポーター」とは、持っている知識や経験、趣味や特技などを生かしながら、市民講師として地域の団体やグループなどからの要望に応じて、学校や集会所などに出向いて講義や実演などを行っていただく方のことです。特別な資格は必要ありません。ぜひあなたも、得意なことや好きなことを生かして「まなびサポーター」として活躍してみませんか?

主な登録メニュー

絵本の読み聞かせ、英会話、手話、茶道、
音楽指導、ニューススポーツ体験指導、赤
ちゃんの睡眠の整え方など

申込方法

申込書に必要事項を記入し、生涯学習
課へご提出ください。申込書は市公式ウ
ェブサイトからダウンロードできます。



▲市公式ウェブサイト

登下校の見守り
8・3運動にご協力をお願いします

問 市 教育総務課 ☎53-5151 FAX 53-5129

8・3運動は、小学校の登下校時間(8時、15時ごろ)にあわせて、買い物や畑仕事など屋外の用事をしながら子どもたちの見守りを行うものです。日常生活の中で子どもの存在を意識することで、地域の子どもの安全・安心につなげましょう。

地域みんなで
子どもたちを見守りましょう



ふれあいのまち 差別のないまち 9月は「同和問題啓発強調月間」です

岡市 協働人権課 ☎53-5167 FAX 53-5138

同和問題について正しい理解を深め、一人ひとりが部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて行動できるよう、下記のとおり街頭啓発を行います。

◆街頭啓発◆

日時 9月1日(火)17時～18時
※啓発物品がなくなり次第終了します。

場所 バロー近江店前、フレンドマート山東店前

内容 人権擁護推進員と市職員が、同和問題の解決に向けて呼びかけ、啓発物品を配布します。

9月10日は「下水道の日」 早期の水洗化にご協力ください

岡市 上下水道課 ☎53-5174 FAX 53-5179

市では、衛生的で快適な生活環境づくりのため下水道を整備しています。下水道への接続は、水環境を守り、次の世代へ伝えていくことにも繋がりますので、早期の水洗化にご協力ください。

市の水洗化率

95.9%

(令和8年3月末現在)

水洗化工事は指定工事店へ

排水設備やトイレの水洗化工事は、構造や材質などに基準が定められています。工事をする時は、必要な知識や技術を備えた責任技術者を有する「**米原市下水道排水設備指定工事店**」に依頼してください。

指定工事店一覧はこちら▶
(市公式ウェブサイト)



下水道はルールを守って正しく使いましょう

大量の油や紙おむつなどを流すと、下水道管のつまりや、ポンプが故障する原因になります。下水道に異物を流さないようご協力をお願いします。

- トイレではティッシュペーパーは使用しない
紙おむつや生理用品などは流さない
- お風呂場や洗面所では、排水口に溜まる毛髪などは取り除く
- 台所では、分離ます※に溜まった野菜くずや油を定期的に取り除き、鍋や食器についた油汚れは、拭き取ってから洗う
※各家庭の台所排水の下流にある直径30センチメートルほどのもの



市政言

令和8年熊本地震を受けて

去る7月28日に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震により、犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

市では、義援金の受付やふるさと納税の代理寄附の受領をはじめ、被災地の要請に応じた物資の支援を行っています。今後も被災地に寄り添い、必要とされる支援を迅速に届けてまいります。

今回の災害では、酷暑下での避難生活や復旧活動が続く、地震に加え熱中症などの健康リスクが重なる「複合災害」の厳しさが改めて浮き彫りとなりました。災害は季節を選ばず発生します。水や食料に加え、暑さや寒さへの備えなど、季節に応じた防災対策の重要性を改めて認識しました。

市としまでも、大規模地震等に備え、市民の生命と財産を守るべく、実効性のある防災体制の充実に努めてまいります。

市民の皆様におかれましても、大切な命を守るため、防災用品の点検や避難場所、家族間の連絡方法などを、今一度御確認いただきますようお願いします。

米原市長 角田航也